

第2次茨城町男女共同参画推進計画（案）

平成27年12月

茨城町

目次

第1部 計画策定の基本的な考え方

1 男女共同参画社会とは	1
2 計画の概要	
(1) 計画改定の趣旨	1
(2) 計画の性格と位置づけ	1
(3) 計画の期間	3
3 計画策定の背景	
(1) 国の動き	4
(2) 茨城県の動き	6
(3) 男女共同参画に関する社会経済情勢の変化と住民の意識	7
(4) 前計画の振り返り	10

第2部 基本計画

1 計画の基本理念	12
2 基本目標	13
3 計画の体系と施策の内容	
(1) 計画の体系	14
(2) 施策の内容	
基本目標 1 男女共同参画社会をめざす意識づくり	16
・重点課題 1 男女の共同参画推進に向けた意識改革	18
・重点課題 2 人権の尊重とあらゆる暴力の根絶	18
基本目標 2 女性が活躍できる環境整備	20
・重点課題 3 女性の職業生活における活躍促進	22
・重点課題 4 女性のキャリア意識醸成	22
基本目標 3 あらゆる場面における男女共同参画の促進	24
・重点課題 5 家庭・地域生活における男女共同参画の推進	27
・重点課題 6 労働の場における男女共同参画の推進	28
基本目標 4 いきいき暮らせる社会づくり	30
・重点課題 7 誰もが生涯を通じて健康で安心して暮らせる環境の整備	32
・重点課題 8 高齢者・障がい者等への生活支援の充実	32

4 計画の推進体制

(1) 行政における推進体制の充実	34
(2) 計画の進行管理	34
(3) 企業や地域との連携強化	34
(4) 計画の年次進行スケジュール	35

第1部 計画策定の基本的な考え方

第1部 計画策定の基本的な考え方

1 男女共同参画社会とは

男性、女性という性による差別化に由来する固定観念や偏見を否定し、作られたイメージではなく、男女ともに個人として尊重され、その個性を活かしながら、政治的、経済的、社会的、文化的活動などあらゆる活動に参画することで、喜びや責任を分かち合うことができる社会のことです。

2 計画の概要

(1) 計画改定の趣旨

本町では「茨城町男女共同参画推進計画」（計画期間：平成17年から平成26年）に基づき、これまで様々な分野における施策を展開してきましたが、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く、男女共同参画についての意識醸成や仕事と家庭生活の両立のための支援など、数多くの課題が残っています。

そのような状況を踏まえるとともに、急激な社会情勢の変化やライフスタイルの多様化に対応し、国や県における現在の計画を勘案した上で、総合的かつ横断的な施策の方向性を示す新たな計画の策定を行い、男女共同参画社会に向けた更なる取組を推進するために計画の改定を行うものです。

(2) 計画の性格と位置づけ

男女共同参画社会基本法の理念に基づく計画であり、国の男女共同参画基本計画（第3次）及び茨城県男女共同参画基本計画（第2次）を勘案し、本町が男女共同参画社会の実現に向け、基本目標を示し、具体的な施策を計画的に推進するための事業計画であり、本町における関連計画との整合性も踏まえて策定したものです。

また、女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境整備を推進するために制定された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく市町村の基本計画としても位置づけるものとします。

本計画と関連計画等との関係

根拠法

- 男女共同参画基本法（第14条）
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

国の計画

- 第3次男女共同参画基本計画

県の計画

- 茨城県男女共同参画基本計画（第2次）

第2次茨城町男女共同参画推進計画

【町における関連計画】

- ◆総合計画
 - ◆子ども・子育て支援事業計画
 - ◆健康増進計画
 - ◆地域福祉計画・地域福祉活動計画
 - ◆高齢者福祉計画・介護保険事業計画
 - ◆障害者基本計画・障害福祉計画
 - ◆地域防災計画
- 等

(3) 計画の期間

平成28年度から平成37年度までの10年計画とします。

ただし、国、県の動向や施策の進捗管理を適正に行い、必要に応じてその状況と社会情勢による見直しを行うものとします。

3 計画策定の背景

(1) 国の動き

■ 平成12年12月「男女共同参画社会基本法」制定及び「男女共同参画基本計画」策定

我が国初の法定計画である「男女共同参画基本計画」が策定され、男女共同参画社会の実現を確実に促進するための基本理念と重要目標が提示されました。

■ 平成13年4月「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV法)」策定

配偶者からの女性に対する暴力(ドメスティック・バイオレンス=DV)に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図り、家庭内の暴力でも犯罪になることが明確にされました。

■ 平成15年6月「女性のチャレンジ支援策」の公表及び「次世代育成支援対策推進法」制定

平成32年(2020年)までに、社会のあらゆる分野において指導的地位につく女性の割合が30%になることを目標とした女性のチャレンジ支援策が公表されるとともに、事業主の行動計画の策定等を義務付けた「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。

■ 平成17年12月「男女共同参画基本計画(第2次)」策定

第1次基本計画の取組を評価・総括し、新たに政策・方針決定過程への女性の参画の拡大、女性のチャレンジ支援、仕事と家庭・地域生活の両立支援と働き方の見直し等の10項目が重点事項として設定されました。

■ 平成19年7月「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定

「仕事と生活の調和が実現した社会」を実現するため、企業や働く者、国民の効果的な取組、国や地方公共団体の施策等の方針が定められました。

■ 平成22年12月「男女共同参画基本計画（第3次）」策定

より実効性のある積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の推進や多様な生き方を可能とする社会システムの実現などが組み込まれました。

(重点分野に新たに5項目の追加)

- 1 男性, 子どもにとっての男女共同参画
- 2 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援
- 3 高齢者, 障がい者, 外国人等が安心して暮らせる環境の整備
- 4 科学技術・学術分野における男女共同参画
- 5 地域, 防災, 環境その他の分野における男女共同参画の推進

■ 平成25年6月

日本経済の再生に向けた成長戦略「日本再興戦略」の中核に女性の活躍推進が位置付けられる。

また, 男女共同参画白書においても, 人口減少と少子高齢化にある国, 地域, 企業, 世帯等あらゆるレベルで再び力強い成長の歩みを取り戻すためには, 女性の活躍こそ原動力であり, 成長戦略の中核であるとされました。

■ 平成27年8月 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」制定

(2) 茨城県の動き

■ 平成13年3月「茨城県男女共同参画推進条例」制定

条例の制定と同時に「茨城県男女共同参画審議会」の設置、推進体制等の整備が行われました。

■ 平成14年3月「茨城県男女共同参画基本計画」策定、「茨城県男女共同参画実施計画」策定

実効性のある施策の展開を推進するため、茨城県男女共同参画推進条例の基本理念を具現化した施策が組み込まれました。

■ 平成18年3月「茨城県男女共同参画実施計画」計画期間終了にともなう策定

■ 平成23年3月「茨城県男女共同参画基本計画（第2次）」策定

(新たな計画において改めて強調すべきとされた視点)

- 1 女性の更なる社会への参画促進
- 2 男女の生涯にわたる雇用・就業の支援
- 3 男女の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）
- 4 地域の課題解決のための実践的活動を通じた男女共同参画の推進
- 5 男性にとっての男女共同参画の推進
- 6 子どもの頃からの男女共同参画の理解促進

(3) 男女共同参画に関する社会経済情勢の変化と住民の意識

平成12年の「男女共同参画社会基本法」制定以降、法律や制度上における男女平等を取り巻く環境は大きく変化してきましたが、制度上の整備と現実との隔たりは大きく、女性に対する不平等な扱いや人権侵害が根強く残っている状況を払拭するには至っていません。

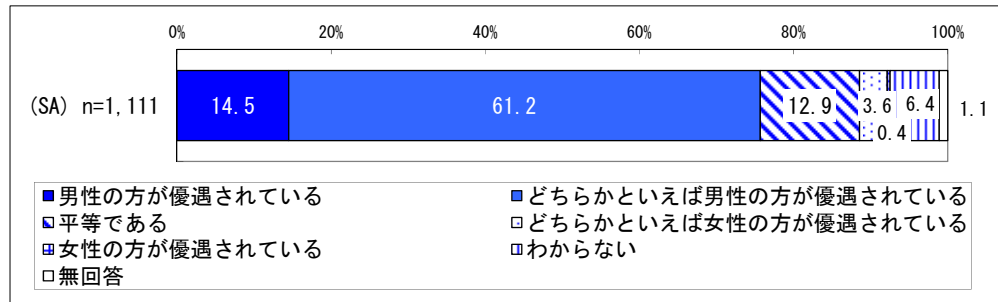
また、近年の人口減少問題や社会経済状況の急激な変化は、私たちの生活に大きな影響を及ぼしています。特に、人口減少の原因である少子化については、仕事と家庭生活の両立が困難であることが要因の一つとされており、今後、持続性のある豊かな社会を築くためにも、男女共同参画の観点における実効性のある施策の展開が必要不可欠であると考えられます。

このような喫緊の課題がある中、平成27年2月に「茨城県男女共同参画社会県民意識調査」が行われました。

調査結果によると、今なお、男性より女性の方が、社会のさまざまな場面において男女の不公平を強く感じていることが分かります。「社会全体でみた男女の地位」において、「男性の方が優遇されている」との回答は女性の方が約1割多く、「男女の生き方や家庭生活などに関する考え、役割分担等」については、男性の回答は性別役割分担意識が強い傾向にあることなど、男女間における意識や捉え方の相違が顕著に見られます。このことから、若い世代を中心とした女性の社会進出や男性への育児休業制度の拡充等が進んでいるものの、いまだ根強く男女の差別化が残っていることがうかがわれます。

また、行政に対しては、仕事と家庭生活との両立のための支援が強く求められています。「男女共同参画社会の実現に当たり行政に要望すること」では、男女とも「男女が共に働きやすい就業環境の整備」や「各種保育や介護サービスの充実など仕事と家庭生活等の両立支援」が非常に高い割合となっており、結婚、妊娠後も男女がともに働き、協力して生活を送ることを希望していると考察できます。

■社会全体でみた男女の地位

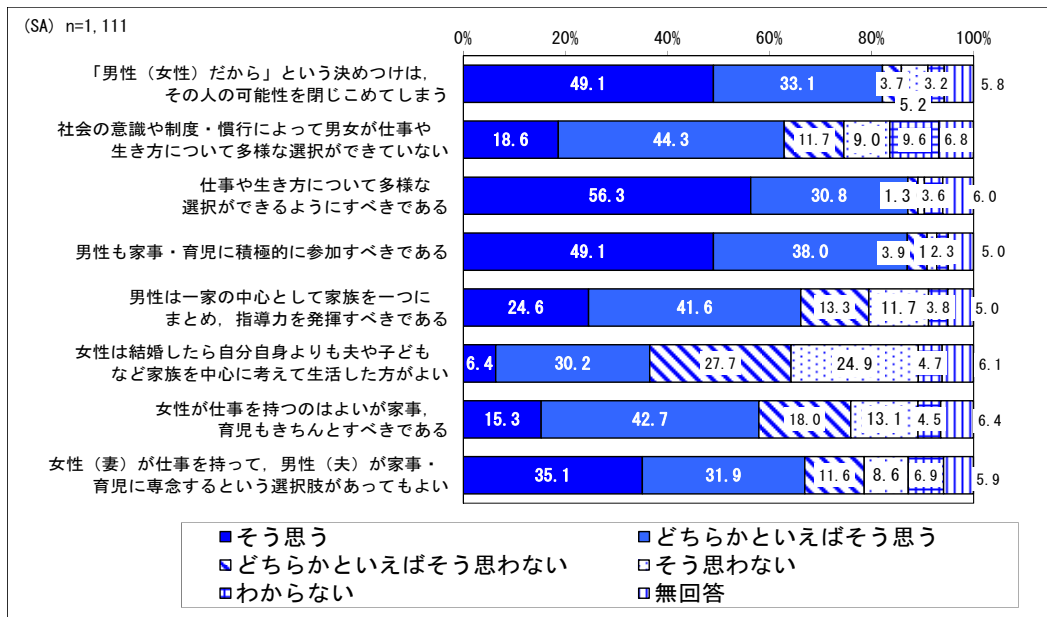


(参考) 「男性のほうが優遇されている」または「どちらかというとも男性のほうが優遇されている」と回答した男性、女性別の割合

	男性	女性
男性の方が優遇されている	11.8%	16.7%
どちらかといえば男性の方が優遇されている	59.9%	62.5%

●出典：平成26年度 茨城県男女共同参画社会県民意識調査

■男女の生き方や家庭生活などに関する考え



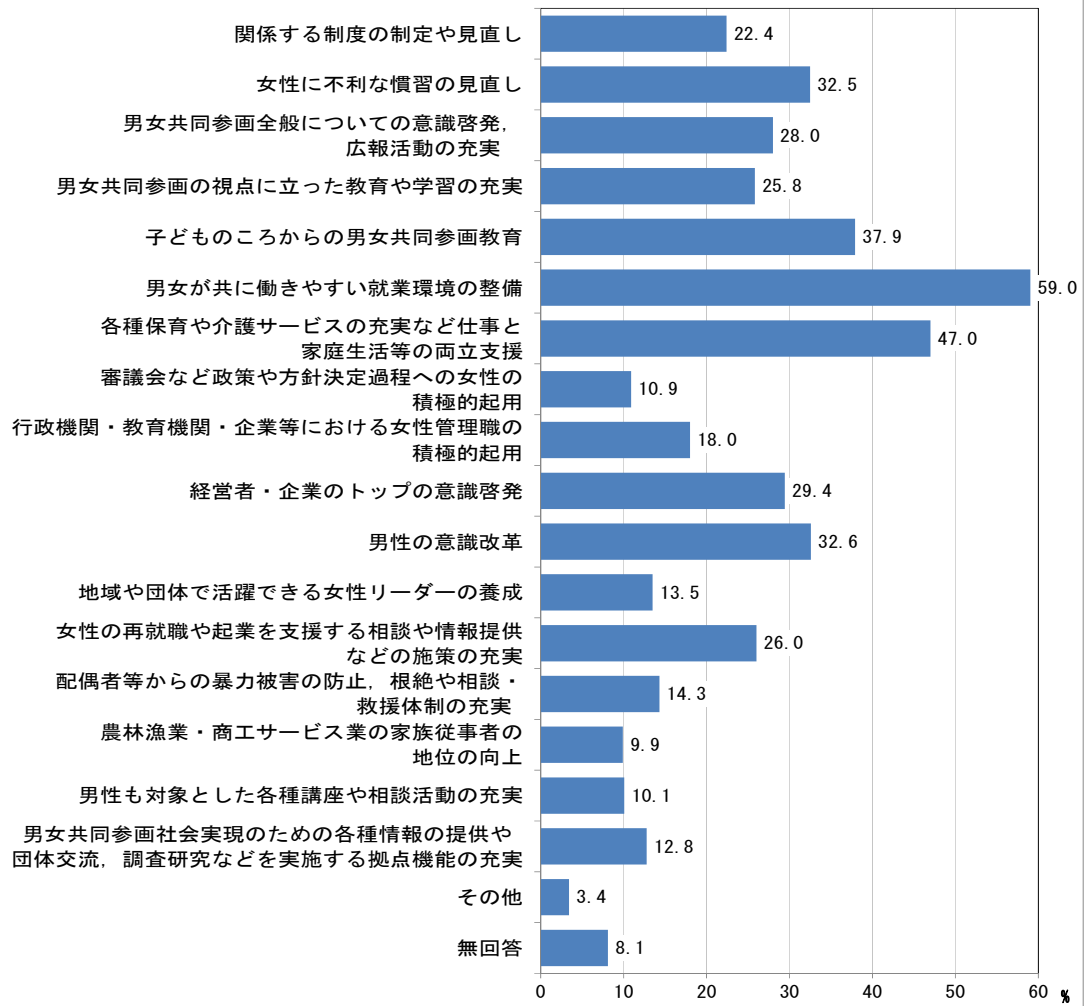
(参考) 各分野の男女の地位で「男性のほうが優遇されている」または「どちらかというとも男性のほうが優遇されている」と回答した男性、女性別の割合

分野	男性	女性
男性も家事・育児に積極的に参加すべきである	85.6%	88.8%
男性は一家の中心として家族を一つにまとめ、指導力を発揮すべきである	71.4%	61.9%
女性が仕事を持つのはよいが家事、育児もきちんとすべきである	60.5%	57.3%

●出典：平成26年度 茨城県男女共同参画社会県民意識調査

■男女共同参画社会の実現に当たって行政に要望すること

(MA) n=1,111



●出典：平成26年度 茨城県男女共同参画社会県民意識調査

(4) 前計画の振り返り

平成17年3月に策定した第1次計画である「茨城町男女共同参画推進計画」は5つの基本目標と15の重点課題を基に各分野において様々な施策を推進してきました。

基本目標ごとに考察すると、施策としては概ね実施されたという結果ではありますが、実際にその効果を感じるには至らず、長く社会の中で醸成されてきた意識を変えるには、今後も継続した取組を行うとともに、社会情勢の変化に応じた新たな取組も必要となります。

第2部 基本計画

第2部 基本計画

1 計画の基本理念

認め合い 心をつなぎ ともに歩む ～自分らしく生きるために～

男女共同参画社会として目指す茨城町のあるべき姿を基本理念として定め、この理念が実現する地域をめざし、本計画を策定し、計画に定める施策を実施します。

本計画を推進し、誰もが住みよい男女共同参画社会を築くためには、住民や企業、行政が男女共同参画について理解し、家庭や学校、地域、職場において、それぞれが主体となって行動することが重要になります。

家庭では…

「みんなで協力！」

家事や育児、介護は家族にとって大切なことです。

家族みんなで分担してこそ、それぞれの生き方が広がり、充実した人生を送ることができます。

学校や地域では…

「お互いを認め合う！」

固定的な役割分担意識にとらわれず、それぞれの慣習や慣行を見直すことで、男女や世代の区分的なく、お互いを尊重しましょう。

それぞれの個性を認めることで、信頼関係が築かれ、人と人との絆がより強くなります。

職場では…

「活気のある職場環境を目指して！」

採用条件や昇進、賃金などの男女格差をなくすことで、女性の活躍する場が広がります。

男女のバランスがとれた職場環境は、多様な視点による取り組みができ、活気に満ち、職場の元気に繋がります。

2 基本目標

男女共同参画社会の理念に基づき、効果的な啓発により男女共同参画の意識を高め、男女それぞれの考え方を社会のあらゆる分野に活かし、お互いに活躍できる場を創出することで、女性の活躍を促進させ、人口減少が懸念される地域においても地域社会の活性化に繋がっていきます。

また、仕事や家庭、地域活動の調和を図ることで、一人ひとりが多様な生き方を選択でき、生きがいを持った豊かな生活を送ることができます。

この基本概念による4つの目標を柱として、それぞれの施策を推進し、基本理念の実現を目指します。

基本目標 1 男女共同参画社会をめざす意識づくり

基本目標 2 女性が活躍できる環境整備

基本目標 3 あらゆる場面における男女共同参画の促進

基本目標 4 いきいき暮らせる社会づくり

3 計画の体系と施策の内容

(1) 計画の体系

基本理念	基本目標	重点課題	施策
認め合い心をつなぎともに歩む く自分らしく生きるためにく	1 男女共同参画社会をめざす意識づくり	1 男女共同参画推進に向けた意識改革	(1) 総合的な男女共同参画の推進 (2) 学校における男女共同参画に関する教育・学習機会の充実 (3) 固定的な役割分担意識にとらわれない啓発の推進
		2 人権の尊重とあらゆる暴力の根絶	(1) 人権を尊重する意識づくりの推進 (2) 暴力の未然防止のための意識啓発と相談体制の確立
	2 女性が活躍できる環境整備	3 女性の職業生活における活躍促進	(1) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進 (2) 女性の継続した就業の支援
		4 女性のキャリア意識醸成	(1) ポジティブ・アクションの促進 (2) 女性リーダー育成の促進
	3 あらゆる場面における男女共同参画の促進	5 家庭・地域生活における男女共同参画の推進	(1) 多様な子育て支援サービスの提供 (2) 男性の家事や育児への参加促進 (3) 女性の視点を活かした地域活動の推進
		6 労働の場における男女共同参画の推進	(1) 仕事と育児・介護の両立支援 (2) 農業や商業等に携わる女性の家内就労環境改善の促進
	4 いきいき暮らせる社会づくり	7 誰もが生涯を通じて健康で安心して暮らせる環境の整備	(1) 性差を踏まえた健康支援と意識啓発の推進 (2) 生涯学習環境の整備と学習機会の確保
		8 高齢者・障がい者等への生活支援の充実	(1) 高齢者が安心して暮らせる介護サービスと介護予防、地域ケアの充実 (2) 障がい者が自立して暮らすことのできる支援体制の整備
			(3) 多文化共生の環境づくり

(2) 施策の内容

基本目標1 男女共同参画社会をめざす意識づくり

現状と課題

男女共同参画社会に向けた取り組みが進み、女性の社会進出や家族内での家事や介護の分担など、男女平等の意識が浸透しつつありますが、男性より女性の方が、社会の様々な場面において男女の不公平を強く感じており、また男性は性別役割分担意識※1が強い傾向にあるなど、男女間における意識や捉え方の相違が顕著に見られます。

このように未だ根強く残っている男女間の格差が、多様な生き方の選択や能力発揮の大きな阻害要因となっていることから、様々な機会を活用した男女共同参画意識の醸成のための取り組みが重要となってきます。

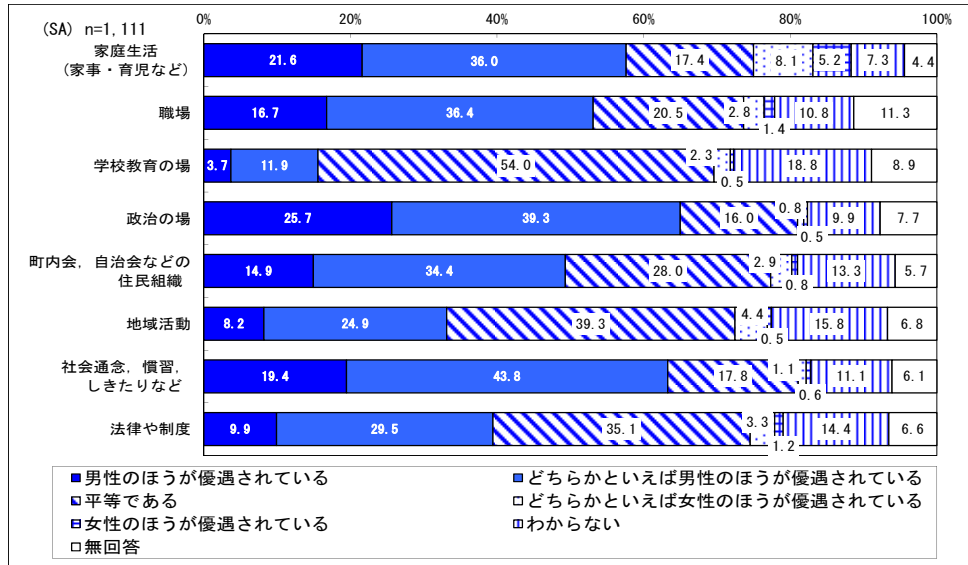
また、配偶者からの暴力、ストーカー行為などの暴力行為は重大な人権侵害行為であり、深刻な社会問題です。あらゆる暴力を根絶するため、暴力を容認しない社会風土の醸成のための広報・啓発活動を行うと同時に被害者の救済支援の周知を強化する必要があります。



- ◆性別による固定的な役割分担意識を解消するため、家庭、地域など、様々な場を活用した意識啓発や社会教育における学習の機会の提供に取り組みます。
- ◆次代を担う児童期、青年期からの男女平等意識の醸成を行います。
- ◆お互いを認め合うことで一人ひとりの人権を尊重するとともに、異性に対するあらゆる暴力の排除に向けた啓発を行います。

※1 性別役割分担意識：「男は仕事、女は家庭」というように、性別を理由として役割を固定的に決めつけてしまう考え方

■各分野の男女の地位



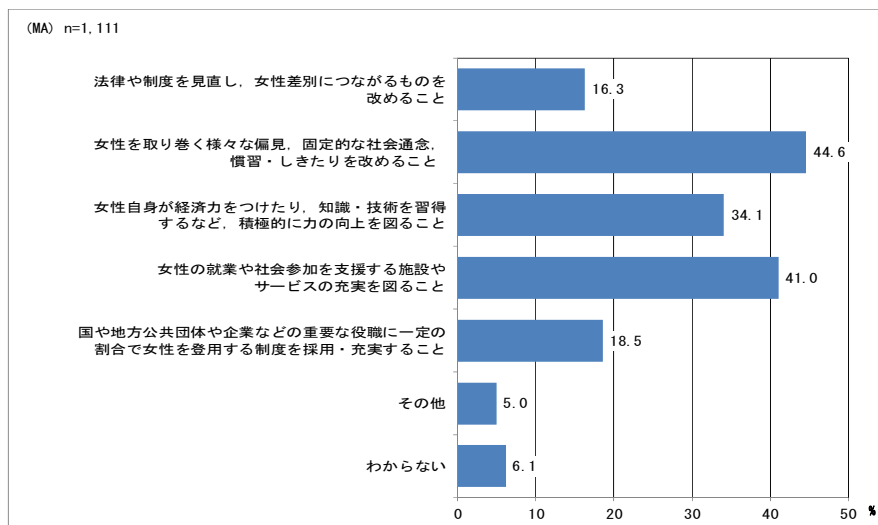
『学校教育の場』については、平等感が高いものの、『家庭生活（家事，育児など）』、『政治の場』・『社会通念，慣習，しきたりなど』では、「男性の方が優遇されている」と感じている割合が6割前後と高くなっています。

(参考) 各分野の男女の地位で「男性のほうが優遇されている」または「どちらかというとも男性のほうが優遇されている」と回答した男性，女性別の割合

分野	男性	女性
家庭生活（家事・育児など）	51.9%	64.5%
職場	50.1%	56.1%
政治の場	59.3%	69.7%
社会通念，慣習，しきたりなど	63.7%	63.0%

●出典：平成26年度 茨城県男女共同参画社会県民意識調査

■平等になるために重要なこと



●出典：平成26年度 茨城県男女共同参画社会県民意識調査

重点課題 1

男女共同参画推進に向けた意識改革

	施 策	主な取り組み
1	総合的な男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画推進月間」に併せた図書館における関連書籍の展示 ・町広報紙及びホームページ等，様々な媒体を活用した啓発
2	学校における男女共同参画に関する教育・学習機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校における男女共同参画啓発授業の実施 ・小中学校の教職員に対する男女共同参画の理解促進のための研修会の実施
3	固定的な役割分担意識にとらわれない啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域等における男女共同参画に関する「ふるさと出前講座」の開設 ・各種団体向けの啓発事業の実施

重点課題 2

人権の尊重とあらゆる暴力の根絶

	施 策	主な取り組み
1	人権を尊重する意識づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育の推進 ・啓発用冊子の作成
2	暴力の未然防止のための意識啓発と相談体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・意識啓発に関する講演会の開催 ・被害者の相談や支援等対応マニュアルの整備と情報提供の充実 ・「女性に対する暴力をなくす運動」期間における啓発事業の実施

目標数値

- | | |
|------------------------------------|---------------------|
| ◆小中学校の教職員に対する男女共同参画の理解促進のための研修会の実施 | 年1回（H26 現状：数値なし） |
| ◆町各種団体への男女共同参画啓発の実施 | 各団体年1回（H26 現状：数値なし） |
| ◆暴力被害者相談窓口の認知度 | 100%（H26 現状：数値なし） |
| ◆男女共同参画及び配偶者暴力等防止啓発事業の実施 | 年4回（H26 現状：1回） |

基本目標2 女性が活躍できる環境整備

現状と課題

近年、女性の就業率は上昇してきているものの、就業を希望しているにもかかわらず育児や介護を理由に働けない女性の割合は大きく、また、出産や育児を理由に離職する女性も依然として少なくありません。

働き続けたいという希望があるにもかかわらず、家庭生活の事情により就業の継続を断念するという選択をしなくてもすむよう、育児、介護などのライフイベントに対応した支援の強化を図り、女性が継続して就業できる環境の整備が大きな課題です。

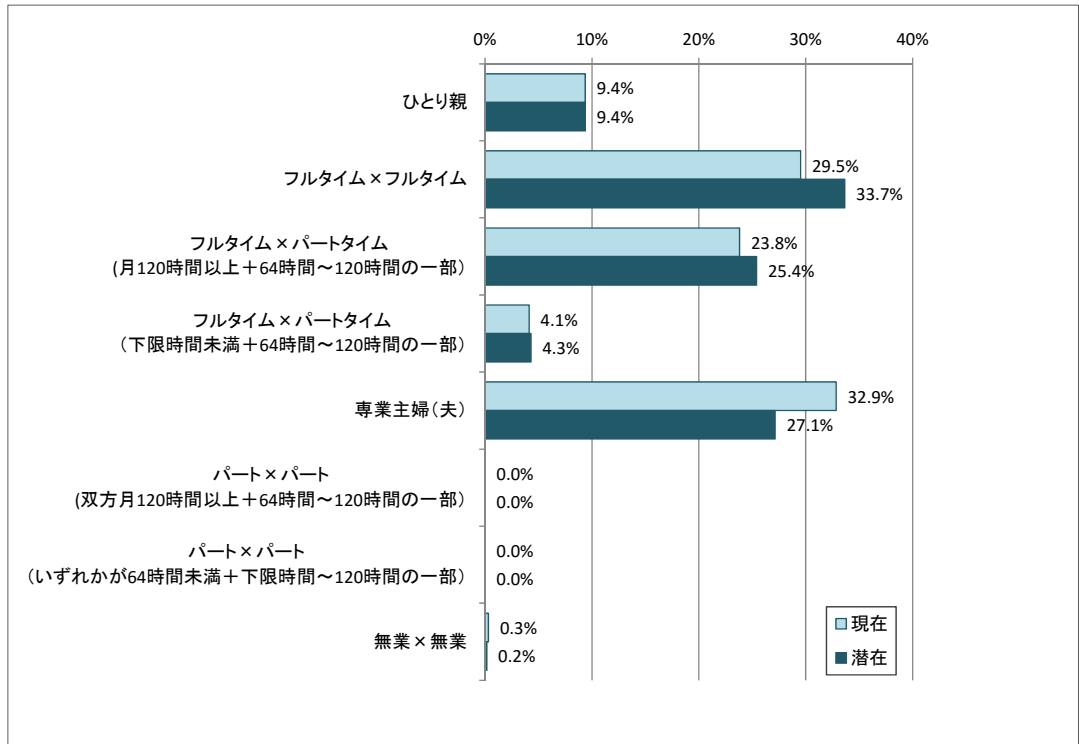
また、職業生活においても固定的な観念が弊害となり、女性の個性や可能性が十分に発揮されているとはいえず、「最大の潜在力」とされている女性の力を最大限に活かすことができるよう更に推進していく必要があります。



施策の方向性

- ◆女性が自らの意思により就業や地域活動など、社会においてその個性と能力を十分に発揮するための環境を整えます。
- ◆働く場面においても性別による固定的な差別がなく女性が積極的に活躍できるよう、多様化しているニーズに対応した支援を行います。

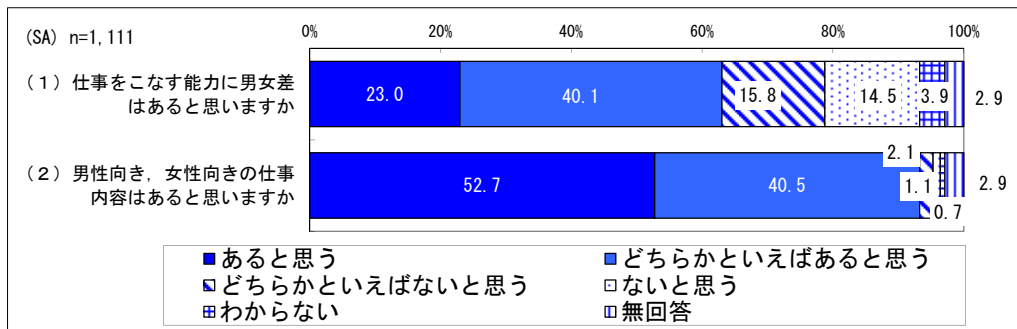
■ 父母の就労の状況



父母の就労状況の組み合わせ（家庭類型）の集計では、現状では「フルタイム×専業主婦（夫）」の家庭が32.9%と最も高いが、希望する状況では「フルタイム×専業主婦（夫）」が減少し、「フルタイム×フルタイム」や「フルタイム×パートタイム」の共働き家庭が増加する傾向です。

●平成25年度 茨城町子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査

■ 仕事の能力・内容の男女差についての考え



回答者の6割以上は、仕事をこなす能力に男女差があると思い、9割以上は、男性向き、女性向きの仕事内容はあると思っています。

●出典：平成26年度 茨城県男女共同参画社会県民意識調査

重点課題3

女性の職業生活における活躍推進

	施策	主な取り組み
1	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）※2の推進	・ 男女共同参画に向けた取り組みを積極的に推進する企業の認定制度の発足
		・ ライフイベント（妊娠・出産・育児・介護等）に対する企業の取組事例の公表
2	女性の継続した就業の支援	・ 女性活躍推進※3のためのワンストップ相談窓口の整備
		・ 職業能力開発講座や再就職、起業支援に関する情報提供の強化

重点課題4

女性のキャリア意識醸成

	施策	主な取り組み
1	ポジティブ・アクション※4の促進	・ 庁内や企業の方針決定や指導的立場への女性登用の促進
		・ 女性のキャリアアップのためのセミナーや講座等の開催
2	女性リーダー育成の促進	・ 地域の女性団体における横断的なネットワークの構築
		・ 女性リーダー育成に関する国・県事業の情報提供

※2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）：一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会を築くために必要な状態

※3 女性活躍推進：女性の活躍による地域経済の活性化や多様な地域課題の解決に期待が高まっている中、各職場における女性の登用促進やワーク・ライフ・バランスの推進、地域活動への女性の参画推進などにより女性が持てる力を存分に発揮できるようにするための環境整備が求められている

※4 ポジティブ・アクション：（＝積極的改善措置）様々な分野における活動に参画する男女間の格差を解消するための、個々の企業等の自主的かつ積極的な取り組み

目標数値

◆男女共同参画推進協賛事業所数	100社（H26 現状：数値なし）
◆審議会等における女性委員の占める割合	40%（H26 現状：19.3%）
◆町商工会と連携した中小企業向けセミナーの開催	年4回（H26 現状：年2回）
◆女性のキャリアアップセミナーの実施	年3回（H26 現状：数値なし）

基本目標3 あらゆる場面における男女共同参画の促進

現状と課題

現在、少子高齢化が進行し、本格的な人口減少社会の到来が懸念される中、将来にわたり持続可能な社会を築くためには女性の力がより重要であり、その推進のためには、家庭生活や地域コミュニティ、防災・防犯活動、環境活動など、あらゆる場面において男女共同参画の考え方が基本となるような基盤づくりが必要です。

そして、女性の労働力を促進させるためには、男性も女性も同様に家族としての責任を負い、家庭において子育てや介護をとともに担っていくという意識を高めるとともに、仕事と生活の両立を促進するため、サービスの充実や情報提供などの他に、職場や地域のサポートを含めた、総合的な支援が求められています。

また、女性が家内就労者となる町の基幹産業である農業や商業などの場においても、昔ながらの習慣や慣行など固定的な意識が根強く残っていることから、家族間の平等な経営参画を促進させ、女性の労働環境の改善のための啓発活動が重要となっています。



施策の方向性

- ◆多様な就労形態に対応した保育サービスの充実を図るとともに、子育て家庭や子どもを地域全体で支える地域ぐるみの子育て支援を充実します。
- ◆男性の子育てや介護への積極的な参画の意識醸成を促進します。
- ◆農業や商業などの自営業に携わる女性の地位向上と労働環境改善のための啓発活動を推進します。
- ◆地域活動における男女共同参画を推進し、様々な活動に女性の視点を取り入れます。

■家事・育児・介護等に携わる時間（平均時間）

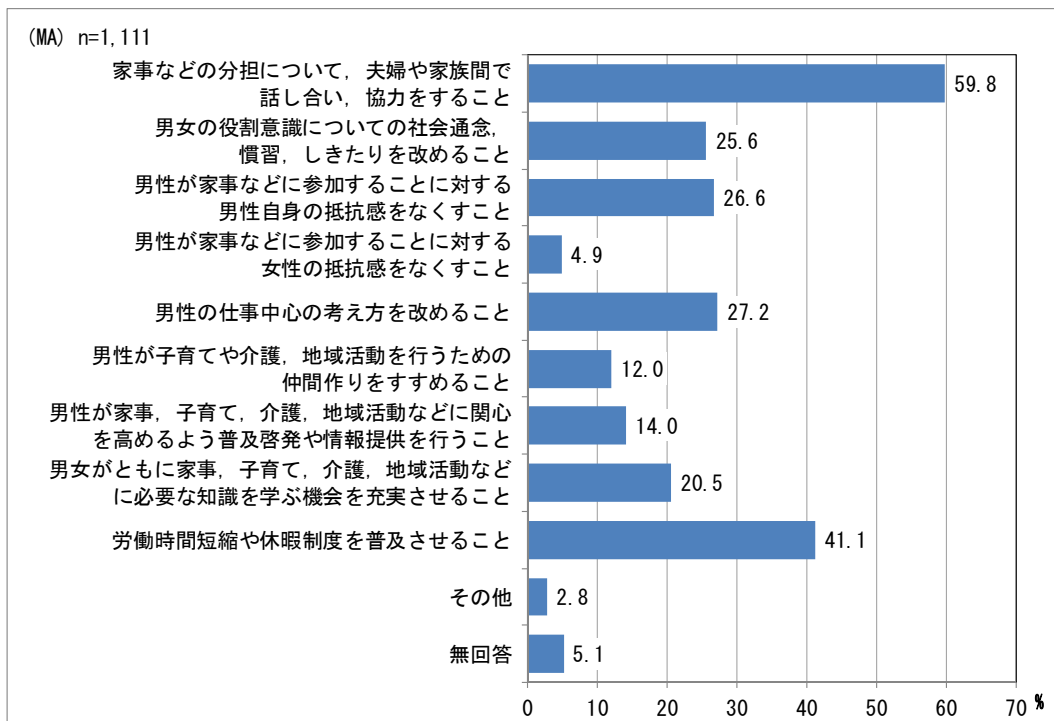
ア 家事 (単位：分)					ウ 介護 (単位：分)				
	平日	土曜日	日曜日	週全体		平日	土曜日	日曜日	週全体
全体	113.52	122.42	123.56	119.83	全体	58.05	58.98	66.63	61.22
男性	42.25	56.45	58.47	52.39	男性	30.00	35.16	56.75	40.63
女性	175.54	180.02	180.43	178.66	女性	87.50	84.00	77.00	82.83

イ 育児 (単位：分)				
	平日	土曜日	日曜日	週全体
全体	170.47	234.23	250.04	218.25
男性	31.41	85.98	113.37	76.92
女性	287.84	359.36	365.39	337.53

家事・育児・介護等に携わる時間は総じて女性が男性を上回っています。

●出典：平成26年度 茨城県男女共同参画社会県民意識調査

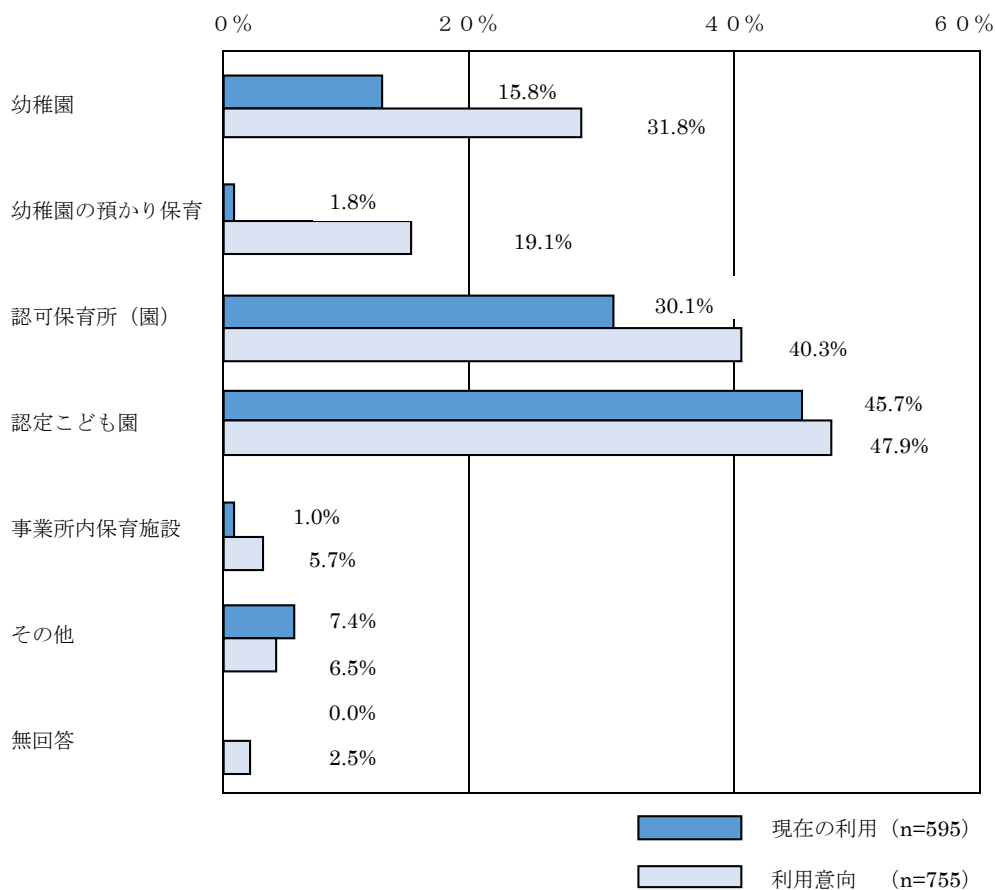
■男性が家事、子育て等に参加するために必要なこと



男性が家事、子育て等に参加するために必要なことについては、「家事などの分担について、夫婦や家族間で話し合い、協力すること」が約6割と、最多となっています。

●出典：平成26年度 茨城県男女共同参画社会県民意識調査

■教育・保育の利用状況と利用意向



幼稚園や認可保育所(園)などの定期的な教育・保育の利用状況は「利用している」が78.8%に対し、「利用していない」が21.1%となっています。また、現在利用している教育・保育の種類では、「認定こども園」の割合が45.7%と最も高く、次いで「認可保育所(園)」が30.1%、「幼稚園」が15.8%となっています。さらに、今後の利用意向では、「認定こども園」の割合が過半数を超え、「幼稚園」「幼稚園の預かり保育」「認可保育所(園)」などの割合が現在に比べ増加しています。

●平成25年度 茨城町子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査

重点課題5

家庭・地域生活における男女共同参画の推進

	施 策	主な取り組み
1	多様な子育て支援サービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 延長保育，病児一時保育，乳児保育障がい児保育等の充実 ・ 「<u>子育てコンシェルジュ</u>※5」による相談体制の充実 ・ <u>地域子育て支援拠点事業</u>※6の推進 ・ 家庭教育学級及び子育て講座の開催
2	男性の家事や育児への参加促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 両親学級や育児支援事業への男性の参加促進 ・ 新米パパのための子育て講座の実施 ・ 男性のための各種講座の実施
3	女性の視点を活かした地域活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 女性団体を包括した地域防災訓練の実施 ・ 女性消防団員による防災マニュアルの作成 ・ 地域における自治会活動，環境保全活動，青少年育成活動等様々な活動における女性の視点を活かした取り組み

※5 子育てコンシェルジュ：子育てに関する相談や子育て支援等の情報提供事業

※6 地域子育て支援拠点事業：子育ての孤立感，負担感の解消を図るため，全ての子育て家庭を地域で支える取り組み

重点課題6

労働の場における男女共同参画の推進

	施策	主な取り組み
1	仕事と育児・介護の両立支援	・男女ともに <u>育児・介護休業</u> ※7等が取得できるよう庁内や企業に対する制度活用促進
		・家事や育児、介護を積極的に行う男性をモデルケースとして広報紙等に紹介
		・介護予防、生活支援サービス事業の実施
2	農業や商業等に携わる女性の 家内就労環境改善の促進	・農業従事者における <u>家族経営協定</u> ※7づくりの推進
		・ <u>女性農業士認定制度</u> ※8の推進
		・農林漁業、商業等に従事する家内労働者である女性の労働環境改善のための啓発活動

目標数値

- ◆家庭教育学級及び子育て講座の実施 各小学校年2回（H26現状：各小学校年1回）
- ◆子育てや介護に関する男性ボランティアの人数 15人（H26現状：数値なし）
- ◆女性団体を含めた地域防災訓練の実施回数 年1回（H26現状：数値なし）

※7 育児・介護休業：仕事と家庭の両立支援対策を充実させるため、平成3年5月に制定された「育児・介護休業法」で定められている休業。同法にはこの他にも労働者が退職せずに育児や介護を行うことができるよう、時間外労働の制限、勤務時間短縮制度等の措置について定められている。

※8 家族経営協定：家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、就業条件、収益配分等について、家族合意のもと、取り決めを文書で行うこと

※9 女性農業士認定制度：農業経営と農家生活の向上に意欲的に取り組み、地域のリーダーとしての活動が期待される女性農業者を認定する県の制度

基本目標4 いきいき暮らせる社会づくり

現状と課題

生涯を通じて心と身体の健康を保持し、生き生きと暮らしていくことは、男女共同参画社会を築く上で基礎となるものであり、すべての人の願いでもあります。しかし女性は妊娠や出産、更年期疾患など、生涯を通じて男性とは異なる健康上の問題に直面する可能性があります。男女がお互いの健康について正しい知識を持ち、理解を深め、それぞれのライフステージにおける健康についての問題を上手に解決し、協力し合うことが大切です。

また、住みなれた地域で暮らし続けていくことを希望する高齢者や障がい者が、地域から孤立することなく安心して生活をし続けるために、地域の一員として生きがいを持って生活できるよう、地域活動や生涯学習の機会を充実させるとともに、自立支援の取り組みも必要となります。

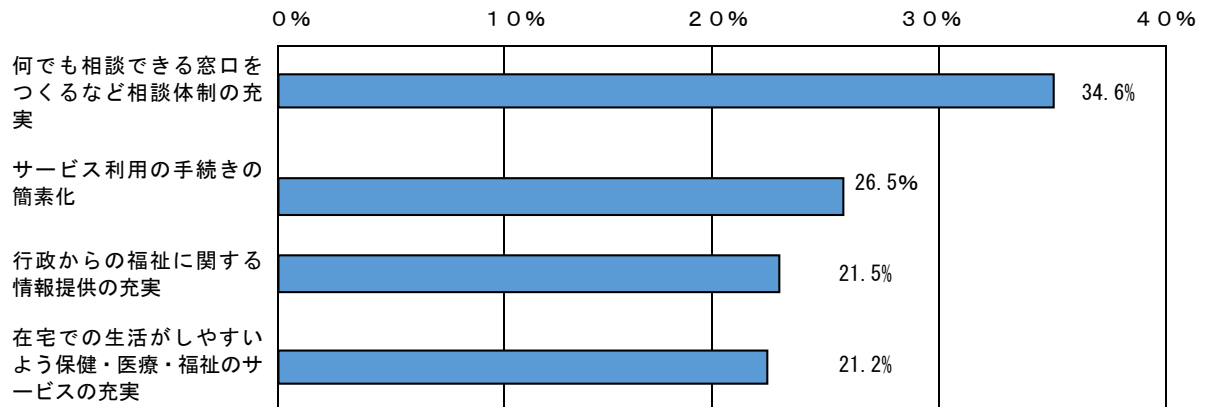
外国人は、言語や文化、価値観の違いにより、地域における孤立などの問題が生じやすく、その中でも外国人の女性は更に複合的な困難な状況に置かれる場面が多いことから、各種情報の提供の手法や相談窓口の周知などの支援を進めなければなりません。



施策の方向性

- ◆男女の身体的性差を踏まえた、生涯にわたる総合的な健康支援を行います。
- ◆年齢や障がいの有無にかかわらず、全ての人々が健やかに暮らせる社会の実現を目指し、経済的自立に向けた各種制度の利用促進や意識の啓発を行います。
- ◆在住の外国人が安心して暮らせる多文化共生の環境づくりを推進します。

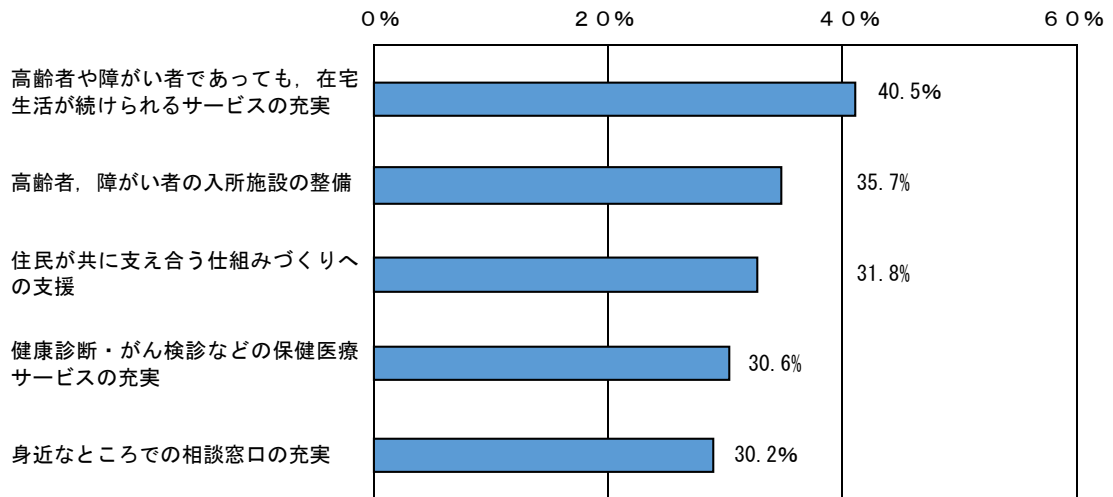
■障がいのある人にとっての住みよいまちづくりに必要なこと



相談体制の充実や手続きの簡素化、情報提供の充実、サービスの充実などが障がい者が住みよいまちづくりのために必要な取組として求められています。

●平成26年度 茨城町第2次障害者基本計画・茨城町第4期障害者福祉計画策定に係るアンケート調査

■今後町が優先して取り組むべき課題



在宅による生活を強く望んでおり、在宅生活が続けられるサービスの充実を求める回答の割合が多くなっています。

また、高齢者や障がい者、またはその介助者は内に引きこもってしまう場合が多く、相談窓口の充実や啓発も必要とされていることがうかがわれます。

●平成26年度 茨城町第2次障害者基本計画・茨城町第4期障害者福祉計画策定に係るアンケート調査

重点課題 7

誰もが生涯を通じて健康で安心して暮らせる環境の整備

	施 策	主な取り組み
1	性差を踏まえた健康支援と意識啓発の推進	・ 男女それぞれのライフステージに適応した各種検診や教室等の実施
		・ 男女の性差を考慮した疾病予防や健康に関する正しい知識の普及啓発事業の推進
2	生涯学習環境の整備と学習機会の確保	・ 男女共同参画を見据えた社会教育の講座，教室の開催

重点課題 8

高齢者・障がい者等への生活支援の充実

	施 策	主な取り組み
1	高齢者が安心して暮らせる介護サービスと介護予防，地域ケアの充実	・ 一人暮らしや認知症の高齢者への訪問事業の推進
		・ 高齢者への就職支援及び地域活動への参加促進
2	障がい者が自立して暮らすことのできる支援体制の整備	・ 障がい者本人や保護者等からの相談体制の強化と情報の提供
		・ 障がい者支援事業の推進
3	多文化共生の環境づくり	・ 町ホームページや各課からの生活関連情報について多言語ややさしい日本語での情報発信
		・ 国際交流機会の推進及び外国人相談窓口の充実

目標数値

- | | |
|--|------------------|
| ◆妊娠、出産期の相談窓口の認知度 | 100%（H26現状：数値なし） |
| ◆町における女性のがん検診（子宮頸がん、乳がん）受診率
※勤務先や病院での受診者を除く | 30%（H26現状：14.2%） |
| ◆ <u>障がい者相談支援事業委託事業所</u> ※8数 | 2事業所（H26現状：1事業所） |
| ◆外国人のための多言語やさしい日本語による情報発信 | 全課で実施（H26現状：1課） |

※10 障がい者相談支援事業委託事業所：地域に暮らす障がいのある方の福祉に関する様々な問題について、本人、保護者、介護を行う方等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行う町からの委託事業者

4 計画の推進体制

当計画を基本とした施策を行い、地域に男女共同参画社会を浸透させるため、国や県との連携はもちろん、住民、地元企業、各団体への情報発信に努め、相互協力のもとに多分野にわたる取組を総合的かつ効果的に推進します。

(1) 行政における推進体制の充実

計画の効率的な推進を図るため、関係部署に「男女共同参画庁内連絡調整員」を配置し、横断的で多分野にわたる施策の推進を行います。

また、行政の取り組みが地域における参考事例となるよう、積極的な姿勢が求められていることから、庁内における職員の就労環境の改善や意識の醸成について、より一層の推進を目指します。

(2) 計画の進行管理

男女共同参画に関する施策を効果的に推進するため、町における現状や問題点を把握し、この計画の進行管理を行います。

○数値目標の設定による取組の強化

基本目標ごとに数値目標を設定し、早期達成を目指します。

○計画の継続的な進行管理と見直し

毎年度の進捗状況を「事業進行管理表」により調査し、検証します。

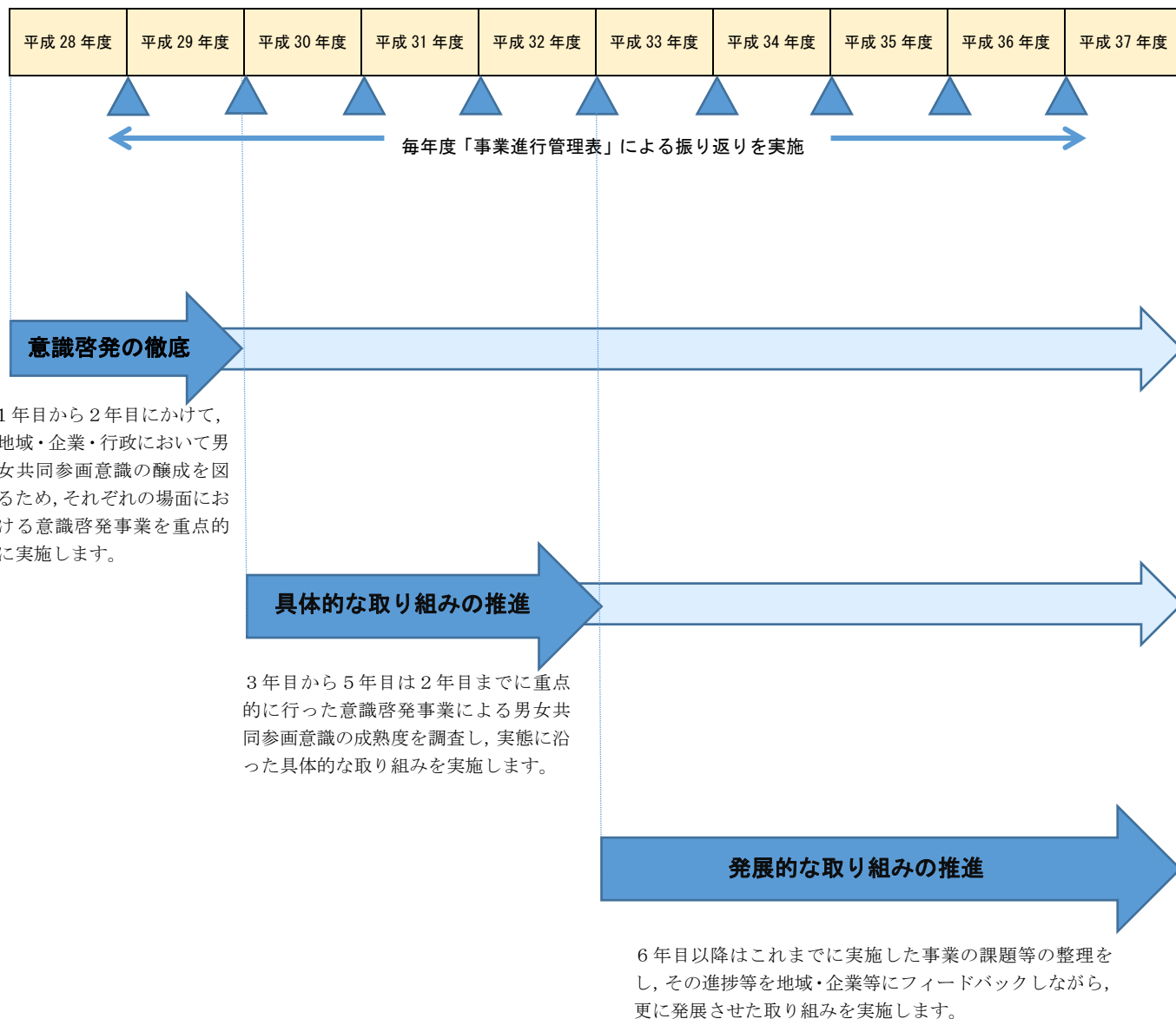
その結果を基に、必要に応じて計画の見直しを行います。

(3) 企業や地域との連携の強化

男女共同参画社会を形成するためには、行政のみではなく住民においても主体的に取り組む必要があります。

様々な課題を解決するために行政と企業、民間団体等との連携による積極的な取組を実施します。

(4) 計画の年次進行スケジュール



◆男女共同参画社会のイメージ図◆

職場に活気

●女性の政策・方針決定過程への参画が進み、多様な人材が活躍することによって、経済活動の創造性が増し、生産性が向上

●働き方の多様化が進み、男女がともに働きやすい職場環境が確保されることによって、個人が能力を最大限に発揮

家庭生活の充実

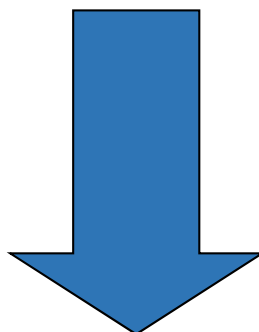
●家庭を構成する個人がお互いに尊重し合い協力し合うことによって、家族のパートナーシップの強化

●仕事と家庭の両立支援環境が整い、男性の家庭への参画も進むことによって、男女がともに子育てや教育に参加

地域力の向上

●男女がともに主体的に地域活動やボランティア等に参画することによって、地域コミュニティが強化

●地域の活性化、暮らし改善、子どもたちが伸びやかに育つ環境が実現



ひとりひとりの豊かな人生

仕事、家庭、地域生活など、多様な活動を自らの希望に沿った形で展開でき、男女がともに夢や希望を実現

●出典：内閣府男女共同参画局

【参考資料】

- 茨城町男女共同参画推進計画審議会設置条例
- 第2次茨城町男女共同参画推進計画審議会委員名簿
- 男女共同参画社会基本法
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV法）
- 女性の職業生活において活躍の推進に関する法律
- 茨城県男女共同参画推進条例